

新居浜市公告第124号

令和8年度市民税・県民税・森林環境税（決定・変更）通知書未着分の
公示送達について

次の者に送達すべき令和8年度市民税・県民税・森林環境税（決定・変更）通知書は、名宛人の住所等不明のため送達することができないので、新居浜市総務部課税課で保管してあります。

いつでも名宛人に交付しますから申し出てください。

令和8年8月13日

新居浜市長 古川 拓 哉



令和8年度

	通知書番号	氏 名
1	0000036475	高木 尊彦
2	0000073752	城谷 愛美
3	0000078443	加藤 大我
4	0000085000	檜垣 昂大
5	0000090720	DEWI RAMADHANI PUSPITASARI
6	0000090990	ZHANG QINGGUO
7	0000091001	LIU WENHE
8	0000091043	PUTU RISKA DARA TERA
9	0000091051	NI PUTU LASTINI DEWI
10	0000091344	大黒 篤
11	0000091409	KAUNG HTET THU
12	0000091417	MIN LIN TUN
13	0000091742	HOANG THI QUYNH
14	0000091857	TRAN THI TRAM
15	0000091881	DINH THI MAI
16	0000092332	TAO VAN QUYET
17	0000092497	TRINH CONG BANG
18	0000093207	NGUYEN HONG GIA PHUC
19	0000093265	邢 文余
20	0000093574	NGUYEN THI KIM ANH
21	0000093582	HOANG THI NGUYET
22	0000093841	DO THI TRA MY
23	0000093859	TRAN THI DUA
24	0000093867	NGUYEN THI THU HA
25	0000093922	HUYNH THANH TUAN

	通知書番号	氏 名
26	0000094114	NGUYEN CHE LINH
27	0000094431	LE THI MAI
28	0000094457	HOANG DIEU LINH
29	0000094465	MAI THI THUY
30	0000094481	NUR HIDAYAT
31	0000094520	FAJAR ARIYANTO
32	0000094538	NGUYEN VAN LUAN
33	0000094546	NISHIGOURI EDSON
34	0000094554	IMAI SUELI AKEMI
35	0000094978	NGUYEN DO TRA MY
36	0000095322	TRIEU VAN KHANH
37	0000095550	小笠原 新生
38	0000095704	TU PEI I
39	0000095712	CHEN YI CHING
40	0000096077	JAUDINES HERBERT GUTIERREZ
41	0000096116	タマリ アンテナル アキラ
42	0000096255	松岡 拓
43	0000096263	PHAM THI HONG THAM
44	0000096514	佐山 義彦
45	0000096530	TRAN THI PHUONG
46	0000096695	TOROSHIMA AKIRA MARIO
47	0000097730	DANG HONG SAM
48	0000098883	下尾 弘栄
49	0000099067	JHA DEEPAK
50	0000105127	LE QUANG VINH
51	0000103785	渡辺 大貴

○地方税法

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○新居浜市賦課徴収条例

(公示送達)

第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を新居浜市公告式条例(昭和 25 年条例第 12 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

(昭 35 条例 15・全改、昭 41 条例 24・平 28 条例 18・令 7 条例 19・一部改正)

○地方税法施行規則

(公示送達の方法)

第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。